

同和問題について

同和問題とは、特定の地域出身であることや、そこに住んでいることを理由に、差別するという重大な人権問題です。現在でも、同和問題に係る差別事象が発生しています。

ところが「そっとしておけばいいのに」とか「私には関係ないから」といった考え方を持っている人もいて、私たち一人一人の問題になっているとは言いきれません。

いじめも差別も常に「する側」の問題として、解決していこうとする姿勢が必要です。私たちは、日々の生活の中で誤った知識や偏見などを刷り込まれることがあります。知らず知らずに、差別意識を持ってしまっていないでしょうか。

さらに、インターネットやスマートフォンなどが普及した今、書き込みなどで不特定多数に差別が拡散し、それが新たな差別意識を引き起こすことなども問題となっています。

現在、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律に基づき同和問題の解決に向けた取り組みが行政・学校・企業・関係団体など、あらゆる機会を利用して進められています。昨年12月には、部落差別の解消の推進に関する法律も新たに施行されました。

同和問題は、決して一部の人たちだけの問題ではありません。人間が人間として尊重され、誰もが平等で明るく幸せに生活できる社会の実現のため、私たち一人一人が人権感覚を磨き、差別のない社会にしていきましょう。



多様な性の在り方

昨年10月14日、白山市民会館で、市民人権講座が開催され、反差別・人権研究所みえ調査・研究員の三輪真裕美さんによる「今、私たちにできること～性的マイノリティの人権から考える～」と題した講演がありました。

皆さんは、LGBTなど性的マイノリティー(性的少数者)という言葉を知ったことはありますか。LGBTとは、同性愛者、両性愛者といった性愛の対象が必ずしも異性ではない人たちや身体の性と心の性が一致しない人たちのことを英語の頭文字で表した総称です。この性的マイノリティーの人たちが、日本国内で約7.6%、13人に1人いるといわれています。

最近では、スポーツ選手や、タレントなどが同性愛を広く告白したり、性的マイノリティーの人たちの生き方を取り上げたテレビドラマが放映されたりするなど、少しずつですが、その認識は高まってきています。しかし、その一方で、性的マイノリティーに対する多くの人々の認識は、依然として低く、そのことが誤解や偏見を生み、差別につながっています。

これまでの社会の中では、人は生まれた時の身体的特徴



により男性か女性に区別され、男性は女性を、女性は男性を恋愛対象とするものだと考えられてきました。しかし、現実的には、身体的性別と自認する性別が異なったり、恋愛の対象が同性であったりするなど、必ずしもそうではありません。また、自分の身体の性と心の性に違和感を持ち、学校や職場、日常生活の中で、トイレ・更衣室の使用や決められた制服、髪型、呼称などで息苦しさを覚えている人もいます。

三輪さんは講演の中で、「身体の性、心の性、愛する対象は100人いれば100通り」だとおっしゃっています。例えば、身体の性は男性であっても、心の性が女性である場合、愛する対象の性は男性であったり、ボーイッシュな女性であったりするなど多様で誰一人同じ性の指向はありません。まさに、この多様性を受け入れ、理解していくことが、性的マイノリティーの人権を考える一歩ではないでしょうか。性を含めた多様性や人権を尊重する社会の実現のためには、一人一人がお互いの「違い」を一つの個性として受け止めて認め合うことが大切です。その上で、私たちが、学校や職場、日常生活の中で、できることは何かを考えることが、性的マイノリティーに対する差別や偏見をなくすために必要なことではないでしょうか。